平成２８年（フ）第４６号
青森市浪岡大字吉野田字木戸口12番地200
債務者　北進精機こと　工藤　利一
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第４７号
青森市浪岡大字吉野田字木戸口12番地200
債務者　工藤美保子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第９７号
神奈川県南足柄市岩原386番地６
債務者　長野　裕之
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１７７号
神奈川県秦野市北矢名666番地の159、前住所横浜市戸塚区秋葉町213番地２　ニックハイム東戸塚第２―108号
債務者　会田　　恒
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１８３号
神奈川県秦野市落合314番地の７
債務者　白畑　美穂
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１８５号
神奈川県厚木市岡田１丁目４番32号　リファイン柴田104
債務者　田中　純子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１９０号
神奈川県秦野市三廻部948番地　みくるべ病院内
債務者　濱口みどり
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第６６５１号
東京都町田市山崎町2200　山崎団地３―11―305
破産者　笠原　正將
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３９５号
東京都台東区蔵前３丁目２番２号
破産者　株式会社グライフ
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３９６号
東京都台東区蔵前３丁目２番２号
破産者　株式会社タングラム
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５４８号
東京都府中市押立町１丁目11―26
破産者　駒野谷理子
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７１８号
東京都練馬区中村南３丁目19番21号
破産者　株式会社新晃社
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３９７号
東京都新宿区東五軒町６―31―804
破産者　及川　智子（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０４１６号
東京都世田谷区代田１丁目15―３―102
破産者　石井　　勉
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０４８３号
東京都目黒区中町１丁目37―14―304
破産者　毛利　幸夫
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５５６号
東京都八王子市松が谷52―４―406
破産者　小沢　明代
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６１０号
東京都足立区千住関屋町20―13―601
破産者　野坂　慎寿
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６１４号
東京都北区豊島４丁目16―34―801
破産者　佐方美智子（旧姓西村）
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６９１号
東京都練馬区土支田３丁目22番８―106号
破産者　有限会社恒和美装工業
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部